令和３年　９月　８日

ＰＴＡ会長　様

熊本市ＰＴＡ協議会
会長　松島　雄一郎
（公印省略）

熊本市ＰＴＡ協議会「小・中学生総合保障制度」
自転車損害賠償保険等への加入に関するお知らせプリントの配布について（お願い）

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より熊本市ＰＴＡ協議会の諸活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、熊本市を含む本県においては、「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成 27 年より施行されておりましたが、昨今の自転車事故の増加やそれに伴う高額賠償事例の発生を踏まえ、令和 3 年 3 月 26 日に改正が行われ、それを踏まえ本年 10 月 1 日より「自転車損害賠償保険等への加入」が義務化されることとなりました。

実は、毎年度始めに各学校宛、全児童生徒数分お届けしております、標記「小・中学生総合保障制度」においては、すべてのプランに賠償責任保険が付帯しており、今回の自転車事故にも対応しておりますことを改めてお知らせしたく、別紙プリントを作成いたしました。

つきましては、ご多用な時期にまことに恐縮ではございますが、下記の要領にて配布のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
なお、お尋ね等は別紙に記載の連絡先にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

数量　　全児童・生徒数分＋予備
（プリントは４０枚ごとに仕分けしています）

● 条例施行日との関係上、学校に到着しましたらお早めにご配布ください。

以上